二　技術的理由その他のやむを得ない事由により、受信障害区域内のみに限つて義務再放送を行うことができない場合であつて、当該受信障害区域以外の区域における再放送についての同意が得られない場合

三　指定再放送事業者がその責めに帰することができない事由により、受信障害区域の一部の区域において義務再放送を行うことが著しく困難である場合であつて、総務大臣が当該義務再放送を行う必要がないと認めた場合

（契約約款の届出）

第百六十四条　法第百四十条第二項の届出をしようとする者は、別表第五十号の様式の届出書に契約約款（変更の届出の場合は、契約約款の新旧対照）を添えて、総務大臣に提出するものとする。

（指定の取消し等）

第百六十五条　総務大臣は、指定再放送事業者が第百六十一条第一項各号（第一号ヘ及びトを除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消すことができる。

2　第百六十一条第二項の規定は、前項の規定による指定再放送事業者の指定の取消しについて準用する。この場合において、同項中「同項第一号ヘ及びト並びに第二号」とあるのは、「同項第二号」と読み替えるものとする。

3　指定再放送事業者が法第百三十一条の規定により登録を取り消されたとき又は法第百三十五条第一項の規定により業務の廃止を届け出たときは、その指定は、効力を失う。

第二款　裁定

（裁定の申請）

第百六十六条　法第百四十四条第一項の規定による裁定の申請は、別表第五十一号の様式の申請書により行うものとする。

（意見書）

第百六十七条　法第百四十四条第二項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　意見書を提出する基幹放送事業者の氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

二　法第百四十四条第一項本文の同意をしない理由

三　協議の経過（協議をしていない場合は、その具体的事情）

四　その他参考となる事項

（裁定の通知）

第百六十八条　法第百四十四条第六項の通知は、裁定書の謄本を添付して行うものとする。

第三款　雑則

（受信契約者数の記録の提出）

第百六十九条　一般放送事業者は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの期間中における受信契約者数を簡明に記載した記録を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は記録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

（事業計画書の変更等）

第百七十条　登録一般放送事業者は、第百三十六条第二項第一号に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2　一般放送事業者（同時再放送のみを行う届出一般放送事業者を除く。）は、一般放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果及び計算書類（届出一般放送事業者にあつては、事業収支の結果に限る。）を総務大臣に報告しなければならない。

（検査職員の証明書）

第百七十一条　法第百四十五条第五項の証明書は、別表第五十二号の様式によるものとする。

第六章　有料放送

第一節　有料放送事業者

（有料基幹放送契約約款の届出）

第百七十二条　法第百四十七条第一項の届出をしようとする者は、別表第五十三号の様式の届出書に有料基幹放送契約約款（変更の届出の場合は、有料基幹放送契約約款の新旧対照）を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2　法第百四十七条第一項に規定する有料基幹放送契約約款には、少なくとも、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　役務に関する料金

二　国内受信者に金銭（役務に関する料金を除く。）を負担させる場合にあつては、その名称、内容及び負担額

三　有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、国内受信者の権利又は義務に重要な関係を有する事項があるときは、その事項

五　実施しようとする期日

（有料基幹放送契約約款の公表）

第百七十三条　法第百四十七条第三項の規定による有料基幹放送契約約款の公表は、その実施の日から、放送事業者の事務所において掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（有料放送業務の休廃止に関する周知）

第百七十四条　法第百四十九条の規定により周知させるときは、有料放送の国内受信者が有料放送の役務の提供を受けようとする都度、当該有料放送の提供に関する契約を締結することとなる有料放送の役務を提供する業務の休止又は廃止する場合を除き、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、有料放送の役務を提供する業務を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる有料放送の国内受信者に対して適切に周知させなければならない。

一　訪問

二　電話

三　郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付

四　電子メールの送信

五　電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて有料放送の国内受信者の閲覧に供する方法であつて有料放送の国内受信者が休止し、又は廃止しようとする有料放送の役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

（提供条件の説明）

第百七十五条　法第百五十条に規定する説明は、次項各号に掲げる事項（以下この項において「説明事項」という。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。第六号において同じ。）を交付して行わなければならない。ただし、有料放送の役務の提供を受けようとする者が、書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

一　電子メールを送信する方法であつて、有料放送の役務の提供を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成することができるもの

二　電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて有料放送の役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該者がファイルの記録を出力することにより書面を作成することができるもの